

第2回 「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場 議事要旨

開催日時：令和8年8月31日（月）15時00分～17時00分

場所：AP 赤坂グリーンクロス 4階 RoomC 及びオンライン

出席者

全国知事会：会長	阿部 守一	長野県知事
地方税財政常任委員会副委員長	村岡 嗣政	山口県知事
全国市長会：都市税制調査委員会委員長	富田 成輝	岐阜県可児市長
財政委員会委員長	中野 正康	愛知県一宮市長
社会文教委員会委員長	都竹 淳也	岐阜県飛騨市長
全国町村会：会長	棚野 孝夫	北海道白糠町長
財政委員会委員長	中島 栄	茨城県美浦村長
政 府：城内 実	全世代型社会保障改革担当大臣	
高橋 克法	総務副大臣	
舞立 昇治	財務副大臣	
長坂 康正	厚生労働副大臣	

開会・冒頭挨拶

<城内大臣>

第2回「『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場」の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

全国知事会、全国市長会及び全国町村会の皆様におかれては、第1回に引き続き、ご多忙の中、ご参加賜ったことを心より御礼申し上げます。

前回の第1回協議の場では、「給付付き税額控除」に関する国と地方の具体的な役割分担や、「所得に連動したきめ細かな給付」の具体的な事務執行の在り方等についてご説明し、地方の皆様からご意見を頂戴した。

本日は、第1回協議の場でのご意見への対応についてご説明させていただくと共に、地方の皆様から引き続きご意見、ご要望等を伺い、議論をさらに深めていただければと思う。

<阿部知事>

全国知事会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

まず、城内大臣、関係省庁の副大臣をはじめ、各省庁の皆様方には日頃から大変お世話になっていること、また、今回の給付付き税額控除について、こういう形で我々地方との協議の場を持っていただいていること、心から感謝を申し上げます。

この給付については、これまでも地方としていろいろなところで発言している。国家的観点から新たに創設する制度であることから、本格導入に向けたつなぎ、経過措置も含めて、国が中心となって役割を果たしていただきたいということ、制度

設計に当たっては実施主体の事務負担を十分に考慮したシンプルな仕組みとしていただきたいこと、さらには、国と地方の役割分担を固定化することなく、国の一元的な制度執行を見据えながら不断の見直しを行っていただきたいことを申し上げてきている。

前回の協議の場においては、地方の財政負担ということについてご提案をいただいたが、かなり多くの知事が突然のことで驚いているという状況である。ぜひこの点は、国において考え方を十分整理して示していただき、しっかりとした協議が行われるようお願い申し上げたい。

本日は、現時点での考え方をお伝えしたいが、全国知事会としては、今後一層、各知事に集まっていざって議論していきたいと思っている。そのことも踏まえ、私どもからは意見を申し述べたい。

城内大臣をはじめ政府の皆様方には日々ご尽力いただいていることに心から敬意を表したいと思うが、ぜひ地方の実情あるいは我々の意見にしっかりと耳を傾けていただき、丁寧な協議を進めていただくよう強くお願いを申し上げ、私からの挨拶としたい。

<富田市長>

挨拶に先立ち、このたびの熊本地震及び千葉豪雨、さらには石川・富山・福井の大雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになった方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げます。国におかれては、被災自治体及び被災された方々に対し、被災地の実情に即した切れ目のない復旧・復興支援を切にお願い申し上げます。

それでは、全国市長会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、地方側からの意見陳述の機会を設けていただき、感謝を申し上げます。我々都市自治体はこれまでも、給付付き税額控除制度が国家的な観点から新たに創設されるものであることを踏まえ、国が中心となって役割を果たしていただきたいこと、実施主体の事務負担に十分配慮したシンプルかつ効率的な制度設計とすること、その適切な運営に向けて国として必要な支援を行うこと、さらには、地方財政基盤の安定性に十分配慮することなどを求めてきた。加えて、国と地方の役割分担についても、将来的なあるべき姿を見据え、社会の構造変化等に応じて不断に見直していくことが重要である旨、申し上げてきたところである。

今回の新たな給付制度は、都市自治体における事務の執行はもとより、財政運営にも大きな影響を及ぼし得るものである。制度の実施によって地方が提供する社会保障サービスをはじめとする各種行政サービスに影響が及ぶことのないよう、地方の行財政運営に十分配慮するとともに、地方の実情を十分に踏まえた制度設計としていただくことが何より重要である。

今般、国側から制度案が示されたことを受け、本会において関係する委員会を開催したところ、市長からは、制度の具体が十分見えない中で議論が拙速に進められ、制度の実施に伴う事務負担や財政負担を求められることについて、多くの不安や

懸念の声が上がっている。

こういったことを踏まえ、この後、私どもから現場の実情を踏まえた意見を申し上げる予定としているが、本日の協議を通じて、地方側の意見を十分に受け止めていただき、地方の実情を踏まえた制度設計につなげていただくことをお願い申し上げ、私からのご挨拶とする。

<棚野町長>

私ども町村会からも、冒頭、先般の連続しての災害であるが、熊本県の大地震、さらには千葉県の豪雨、そして、福井県を中心とする北陸地方の豪雨によって、まずは亡くなられた方々の心からのご冥福と、また、被災をされた皆様方に対して心からお見舞いを申し上げます。国におかれてはどうか、引き続き早期の復旧・復興に向けたご支援をいただくよう、私たちの立場からお願いを申し上げる次第である。

それでは、『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場の第2回目の会合に当たり、全国町村会を代表して冒頭にご挨拶させていただく。

先般の第1回目の会合においては、城内大臣から、これまでの経緯や新たな給付制度のイメージ、これまでの給付事務における課題に対する対応策の方向性などについてお示しいただいた。併せて、給付事務に係る財政負担の在り方についても協議したいとのご発言があった。その際は、前回、町村会として美浦行政委員長、中島財政委員長から、町村においては過去の給付金事務において膨大な事務負担を強いられ、職員は不慣れな業務に心身とも疲弊しながら、他の業務に影響しないよう何とかこなしてきたことを申し上げた。

しかしながら、人口減少のさらなる進行によって、現状の事務体制を維持していくことすら一層困難になっていくことが考えられる中、給付事務が恒常的な業務として加わることになるのであれば、いよいよ既存の行政サービスの提供にも影響を及ぼすのではないかと懸念している。また、今後ますます自主財源の確保が厳しくなっていく中にあり、新たな財政負担を受け入れることは極めて厳しい状況にある。

本日は、町村におけるこうした懸念を踏まえ、国と地方の役割分担や事務執行、さらには財政負担の在り方について、後ほど全国町村会としての意見を申し上げたいと思っているので、こうした地方側の意見を真摯に受け止めていただき、より良い制度にさせていただくようお願い申し上げ、冒頭私からの挨拶とさせていただきます。

参考資料：「給付付き税額控除」について

<岡本審議官>

前回のご欠席の方もいるので、改めて、前回の資料に基づき給付付き税額控除について説明させていただく。参考資料をご覧ください。

3 ページの給付付き税額控除については、今年の2月に立ち上がった社会保障

国民会議において議論を重ねてきた。会議の開催に際しては、河野宮崎県知事、富田可児市長にもご参画いただき、貴重な意見を頂戴しながら検討を進めてきた。

5 ページでは、その上で、7 月に中間取りまとめとしてまとめたことを記載している。左下の図にあるように、純負担率ということでグラフがあるが、社会保険料、消費税、所得税、住民税といった負担を合算し、そこから、児童手当といった現金給付を控除したものを、世帯の年収に応じて割ったものを「純負担率」と称しており、その国際比較をしている。

我が国は図の赤の実線であり、アメリカ、ドイツ、フランスを平均したものが赤の点線になっている。左下に楕円で囲んでいるが、こういった中低所得の方々のところで、日本の純負担率が諸外国に比べて高くなっているということで、改善が必要ではないかという議論をしてきた。

その上で、枠の上部にあるように、純負担率の改善が必要であることが明らかになった、中低所得の現役勤労者の方に着目し、その負担軽減を通じ、これまでよりも一層手取りが増えること、また、人口減少の中でいわゆる年収の壁などによる働き控えを緩和することを通じた就労促進を図ること、といった喫緊の課題に対応することを目的として、制度横断的に負担と現金給付を総合的に捉えて純負担率を調整する「所得に連動したきめ細かな給付」を、令和 11 年度に本格導入することがまとめられたところである。

6 ページは、「所得に連動したきめ細かな給付」のイメージになる。台形の図があるが、一定の勤労性の所得がある方を対象に、就労促進という観点から、所得に応じて徐々に逦増させていく。一定の額に達した後に、今度は公平性の観点から総所得に応じて逦減、段階的に減らしていった、最終的には消失をしていく。こういった台形のイメージで、これまでの経済対策等にあったような一律の額ということではなく、所得に連動したきめ細かな給付を行っていく、こういうイメージの制度設計を考えている。

7 ページでは、この仕組みの執行について記載している。

中間取りまとめでは、国か地方自治体かの二者択一ではなく、国と地方が協力して運営して、オールジャパンの事務負担を最小化していくという考え方の下で、役割分担をしていく方向で検討してはどうかということとされている。

次の 8 ページでは、具体的な役割に関して国と地方の間で丁寧な協議を行うということがまとめられている。

9 ページでは、こうした「所得に連動したきめ細かな給付」を令和 11 年度から本格導入するに当たり、それまでの 2 年間の経過措置、つなぎとして、飲食料品に係る消費税率を令和 9 年 4 月 1 日から 2 年間、1 %にすることと併せて、この 1 %相当分の範囲内で、令和 9 年度からきめ細かな給付を先行導入することが記載されている。

11 ページは、「所得に連動したきめ細かな給付」の執行についてである。過去の岸田総理のときに実施した給付金・定額減税一体措置と今回の仕組みを比較している。

資料のとおり、今回の仕組みについては、控除と給付の組合せではなく、給付のみという仕組みになる。給付の単位についても、個人単位を原則としている。

過去の給付の際には、見込み段階と確定段階という２段階で給付を行っていたが、今回の給付については、前年の所得額に応じて給付をするという仕組みにすることとしている。

12 ページは、執行のイメージになる。

住民とのインターフェースの部分については、市町村にお願いをしながら、全国一律のシステム対応等のインフラの整備については国が対応することを基本に、執行についてお願いしたいと考えている。

13 ページでは、執行に当たっての事務について、これまでの国民会議でのご指摘等も踏まえ、あるいはこれまでの給付事務の課題も踏まえて、国が前面に立って負担軽減のための対応策を検討するとしている。

例えば、これまで贈与契約を前提に対象者の受給意思の確認に手間がかかるといったご指摘があったが、今回は法整備を前提にして、公金受取口座を登録している場合には申請なしで給付を行えるように法制上の措置を検討するといった方向で考えている。

こういった点も含め、国が前面に立ってできる限り負担軽減をできるように対応していきたいと考えている。

私からの説明は以上となる。

続いて、城内大臣より、第１回協議の場でのご意見への対応についてご説明をさせていただきます。

資料１：第１回協議の場でのご意見への対応について

＜城内大臣＞

それでは、資料についてご説明させていただきます。

まず、資料１をご覧いただきたい。２ページであるが、事務負担関係で、前回の協議の場では、個人情報保護への対応や問合せ対応、都道府県による市町村の支援策、制度の意義等の周知など、様々な観点からご意見をいただいた。また、国と地方の実務者で構成する実務検討チームにおいても、短期間での対応をお願いしているところ、実務目線で大変丁寧なご意見をいただいていることに改めて感謝を申し上げる。

制度の具体化に際しては、引き続き実務検討チームの場でご意見を伺いながら、法制上の措置や具体的な事務負担軽減策について検討してまいる。

次に、３ページであるが、財政負担の在り方については、前回、税制等により負担を求めている主体が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること、また、社会保障制度については国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきたことから、国と地方で負担を分担することとしたいと申し上げた。

このうち、税制等における負担割合については、一例を挙げると、所得税、住民

税、消費税の税収割合であれば国と地方が2対1、交付税法定率分を調整すると国と地方が1対1となっている。また、社会保障制度においては、例えば、社会保障制度におけるマクロの公費負担割合は国と地方が2対1となっている。こうした割合を参考に、引き続き財政負担について協議させていただきたい。

次に、4ページであるが、その上で、財政負担については、基本方針に位置づけられた「地方の財政運営に支障が生じないように適切に対応する」、この観点から、以下の財政措置を講ずることを考えている。

まず、令和11年度以降の本格導入については、新たな給付に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっては、地方負担を的確に基準財政需要額に算入する。

なお、給付事務の円滑化のため、事務の執行を担っていただく市町村のうち、上記の財政措置を講じても財源が増加しない団体に対しては、何らかの配慮ができないか検討している。

次に、令和9年度～10年度の経過措置については、新たな給付に係る地方負担については、本格導入（令和11年度以降）と同様の措置を講じる。また、飲食料品の消費税率の引下げに係る地方消費税の減収については、過去の時限的な減税に係る対応を参考に、適切な補填措置を講じる。

加えて、前回もご意見をいただいた、事務費、システム改修等に要する経費についても、制度導入に際しては国として適切に対応することを考えている。

次に、5ページであるが、国と地方の役割分担の在り方については、前回の協議では、デジタル化の進行など、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、今後、国の政策として実施する給付については、国が直接執行する体制の構築について本格的な検討を速やかに進めるべきとのご意見をいただいた。

8月に閣議決定した基本方針では、「国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行う」とされている。

国が直接給付することについては、システム上の対応に加え、組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現には相当の期間を要するとされている。加えて、自治体が保有している住民情報や地方税情報を国が把握することについての整理や、給付付き税額控除の制度の将来像についての検討、各種行政サービスに関する将来的な「国と地方の役割分担」等に関する議論なども論点になると考えている。

国としては、システム上の対応として、非常時などの対応も想定し、官庁会計システムの改修等に着手し、着実に改善を図ることとしている。

国と地方の役割分担については、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、国と地方の間で制度導入後も継続的に検討させていただきたいと考えている。

<阿部知事>

城内大臣においては、丁寧にご説明いただき、大変感謝している。

私も先頃、選挙を戦ってきたばかりであり、県民の皆さんの声をいろいろ伺ってきている。そういう観点では、先ほどご説明があったように、中低所得の現役勤労者の負担軽減、年収の壁による働き控えの緩和、こうしたことを進めていく必要があるという方向性については、私個人としては理解をするところである。

一方、この給付については、国家的視点から新たに創設する制度であるため、やはり国が責任を持って取り組むべきものということがまずは基本だと思っている。

今回、社会保障国民会議には、我々地方からも参画させていただき、制度の目的あるいは大枠について議論を重ねてきたわけだが、しかしながら、「所得に連動したきめ細かな給付」について、地方に負担を求めるという考え方が、基本方針が決定された後、この段階で初めて示されたということについては、大変遺憾だと受け止めている。

給付の規模や対象者、給付額など、制度をしっかりと詰めていただくことが重要だと考えており、そうした全体像が明らかでない中で、地方負担の在り方について直ちに結論を出すことについては極めて困難だと考えている。

国におかれては、全国知事会に対しても説明をしっかりと行っていただき、各都道府県の意見も踏まえながら、地方三団体とぜひ丁寧な協議を行っていただきたい。

次に、事務執行について申し上げる。先ほども市町村の方からお話があったように、過去の給付事務については、市町村において対象者の抽出や申請審査、口座の確認、問合せ対応等、多大な事務負担が生じて、通常業務にも支障を来したと聞いている。また、今回の給付事務が市町村の恒久的な事務となることに対する強い懸念も示されているところであり、こうした市町村の声を国においては重く受け止めていただきたい。

事務執行の在り方については、国がまずは最大限支援を行うことを前提に、相当な事務負担となる市町村の意見をしっかりと反映したものとして構築していただくことが重要だと思う。

また、市町村支援は国と都道府県が行うという形になっているが、先ほど申し上げたように、これはあくまでも国の責任で行うべき仕事だと考えている。そういう観点で、支援についても国が主体で実施するということをぜひ求めたい。

給付事務以外にも、様々な事務を、法定受託事務で都道府県・市町村が行っているところであり、様々な事務に我々は一生懸命取り組ませていただいている。そうした中で、責任を最終的にどこが取るのかということが、これは地方制度調査会で申し上げてきているが、どうしても現場が責任を取らざるを得ないケースが多い。法定受託事務なので、本来は国が責任を持ってやるべきものを、特段の必要性があるということで地方が担っているわけだが、いろいろなトラブルが生じたときは市町村や我々都道府県が前面に立って対応しているという実情も、ぜひ念頭に置いていただいた上で、国の役割をしっかりと考えていただきたい。

そういう意味では、冒頭申し上げたように、今回の制度については国民から歓迎される合理的な制度となるよう、我々地方三団体とは引き続き丁寧な協議をお願いしたいと思っている。

全国知事会としては、9月2日に地方税財政常任委員会を開催し、国からもご説明をいただいた上で、知事会としての考え方を取りまとめて、次回改めて見解を述べたい。

加えて、地方の財政負担の点については、地方税財政常任委員会副委員長の村岡知事から申し上げたい。

<村岡知事>

ただいまの阿部会長の発言を踏まえ、私からは全国知事会の地方税財政常任委員会の副委員長の立場から、特に地方の財政負担について申し上げたい。

第1回の協議でも、この制度は国が制度設計を行い、全国一律に実施する国策であることから、国が責任を持って必要な財源を措置すべきであるという基本的な考え方をお伝えし、地方に負担を求めるのであれば、明確な整理、説明をお願いしたいと申し上げた。

先ほど城内大臣から、国税・地方税の税收構成、また、既存の社会保障制度における公費負担の割合を参考に、引き続き協議をしたいという旨のご説明があった。国と地方の負担を1対1もしくは2対1とすることが念頭に置かれているようにも受け取れるが、政府から本制度の負担割合について正式に示されたものではないと受け止めている。仮に地方負担があるとしても、この制度が恒久的な制度であることを踏まえ、国の責任において地方負担分に対応する財源措置をしっかりとしていただきたいと考えている。

具体的には、お示しのあったように地方財政計画の歳出に地方負担額の全額を計上するとともに、既存の行政サービスに必要な財源とは別枠で、地方の一般財源総額を増額確保していただきたい。さらに、地方交付税により措置する場合には、単に地方財政計画上の財源を確保するだけでなく、しっかりと目に見える形で算定をいただくことが必要である。

最後に、飲食料品に係る消費税率の引下げについて申し上げる。

消費税率の4割近くは地方消費税や地方交付税を通じて地方の貴重な財源となっており、医療や介護、子供・子育て支援などの社会保障サービスを支えている。飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げに伴って地方消費税が減収することに加えて、国税である消費税の減収によって地方交付税の法定率分も減少することになっている。

これらの地方財政への影響額については、給付に係る財政措置とは別に、确实かつ安定的な代替財源を確保して、地方の一般財源総額が減少することがないように全額を措置していただきたい。また、農業従事者等や外食産業をはじめとする事業者への影響の十分な把握、そして、必要な支援の确实な実施も必要と考える。

国においては、地方に財政負担を求めることを前提に結論を急ぐことなく、ただいま申し上げた財源保障の具体的な内容を明確に示し、地方が納得できるまで丁寧な協議を重ねていただきたい。そのことを強く求めたいと思う。

先ほど会長から発言があったとおり、9月2日に地方税財政常任委員会を開催

して、国の説明を伺った上で全国知事会としての考え方を取りまとめ、次回改めて見解を述べることにさせていただきたいと思っているので、よろしくお願いします。

<富田市長>

丁寧なご説明をいただき感謝。お示しいただいた案について、都市自治体からの意見を申し上げたい。

まず、冒頭の挨拶でも申し上げたが、今回の新たな給付制度については、制度の重要性、その意義について一定の理解はしているが、制度の具体的な内容が十分に示されない中で議論が拙速に進められており、多くの不安や懸念の声が上がっている。市長の間でも制度に関する正確な情報が十分に行き渡っていない状況であり、国民の皆様にとっては尚更ではないかと思う。

今回の制度は新たに創設されるものであり、円滑に導入するためには、何よりも国民の皆様の十分な理解を得ることが不可欠であると考えている。先ほど城内大臣から検討の方向性でお示しいただいたが、国においては、制度の意義や目的、対象者、具体的な仕組みなどについて、わかりやすく、十分な周知・広報を行っていただくよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、実施主体について、今回示された案については、市町村が将来にわたって恒久的に給付事務を担うことになるのではないかと、多くの市長から強い懸念の声が上がっている。国と地方の役割分担については、固定化することなく、制度導入後も、国において主体的に十分検討していただくことを強く求めさせていただきたい。

公金受取口座の登録を給付の要件とすることや、税情報等の共有や活用を進めることにより、国自身が給付事務を直接執行できる体制の構築を検討し、その実現に向けた具体的な道筋を示していただくようお願い申し上げます。

さらに、これまで個別の政策目的に応じて繰り返し実施されてきた各種給付についても、今回の恒久的な制度を契機に、国においてその在り方を十分に検討していただき、必要な給付については国が主体となって実施する展望を示していただくことを求めさせていただく。

次に、給付事務については、過去の例から見ても、市町村に相当大的な事務負担を生じさせることが想定される。特に、小規模自治体においては、事務を担う人材の確保は容易ではない。そもそも通常の行政サービスを維持することさえ困難になりつつある中で、新たな事務が加わることにより、その事務を担う人材の確保ができるのか、強く危惧をしている。そのための必要な方策についても、国として十分に検討していただくようお願い申し上げます。

このような観点から、今後、制度の具体化に伴い、事務内容が明らかになる中で様々な事項が出てくると思うが、事務負担の軽減について数点申し上げます。

まず、支給回数について、事務負担のことを考慮すれば、当然のことではあるが、支給回数は年度当たり1回としていただくようお願いしたい。

また、基本方針においては、消費税減税の終了時に今回の制度へ円滑に接続する

ための必要な措置を講ずることとされており、国側から支給回数について事務負担を踏まえ今後検討するとされている。

この点については、消費税減税の終了と所得に連動した本制度との関係が不明であるため、よく整理した上で具体的な仕組みをお示しいただけなければ、地方の実務に大きな混乱が生じるおそれがある。十分に検討した上でご提案いただくようお願い申し上げます。

さらに、地方税情報のみでは把握できない非課税者への対応についても、多くの事務負担が生じることが予想されるため、市町村に新たな情報の把握や収集を求めることのないような仕組みを強く求めたい。

また、国が検討している給付支援サービスについては、利用できない市町村が出ることも想定される。システムの構築等に当たっては、市町村の実情を十分踏まえるとともに、市町村が独自で行うシステム開発に伴う改修費や委託費などの経費負担が生じることも含めて検討いただくことが重要である。給付事務に必要な事務費やシステム改修に要する経費については、全額を国の負担とするようお願い申し上げます。

さらに、給付額を決定した後に住民税データ等が修正された場合の対応についても、市町村における給付事務の円滑な執行の観点から、事務負担を軽減する方策を講じていただくことを求めたい。

次に、国における相談体制の構築について、住民からの問合せの対応についても重要である。過去の例からも、自分は給付対象になるのか、給付額はいくらなのか、いつ給付されるのかといった具体的な問合せが市町村に多数寄せられることが想定される。

そのため、国が直接国民からの相談に対応できるコールセンターの設置を求める。コールセンターにおいては、単なる制度の説明にとどまらず、税情報等を活用し、給付対象に該当するかどうかや、給付額についても、具体的に回答できる体制を整備していただくようお願い申し上げます。

次に、公金受取口座の改善について申し上げます。公金受取口座については、国において登録率の向上を進めるだけではなく、登録済みの口座情報を適切に更新し、最新の状態に保つことについても十分な周知を行うとともに、登録されている口座が現在も有効であるかどうかの確認についても、国の責任において対応することをお願い申し上げます。

次に、子どもに係る加算についても、円滑な給付が可能となるよう、児童手当などの既存制度を活用することなどを十分検討していただき、仮に本制度において加算を行う場合には、市町村の事務負担を軽減するための方策についてもご検討いただくようお願い申し上げます。

財政関係については、中野一宮市長から発言する。

<中野市長>

まず、つなぎ期間の措置ではあるが、飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げ

について申し上げます。

先ほど、村岡知事からもご発言があったが、消費税は、社会保障制度を支える重要な財源で、その税収の約4割が地方税や地方交付税の原資として、医療・介護、子ども・子育て支援など、住民生活に欠かすことのできない行政サービスを支えている。

こうしたことを踏まえて、消費税率を引き下げることによって地方に減収が生じることになるため、地方交付税原資の減少分を含め、必要な財源を国が確実に措置するとともに、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、万全の対応を講じていただくようお願い申し上げます。

次に、給付付き税額控除制度に係る財政負担については、これまで制度の規模感、金額も負担の割合も具体的には示されておらず、我々地方にどの程度の負担が生じるのかが明らかでない状況が続いている。このような中で議論が拙速に進められていることは、到底納得できるものではない。具体的な数字や内容が示されないまま議論を進めることは困難であり、とても受け入れられるものではないと考えている。

先日、全国市長会で委員会を開催した際にも、多くの市長から強い懸念の声があった。唐突感、違和感を持つ市長の声が多くある。仮に財政負担について地方が役割を担うとなった場合は、都市自治体の行政サービスに支障を来し、住民生活にも深刻な影響が及ぶことが懸念されている。

国がしっかりと必要な財源を確実に措置することは当然である。国として、地方が提供する社会保障サービスをはじめとした各種行政サービスに支障が生じることがないように、必要な財源を確実に措置していただくようお願いしたい。

その上で、いわゆる不交付団体について申し上げます。本格導入については普通交付税措置を講じるという提案があるが、普通交付税が交付されない不交付団体は既存の事業を切り詰めることになる。行政サービスに支障が生じ、深刻な事態も予測される。先ほど大臣から、国において何らかの配慮を検討中とご説明があったが、不交付団体に対する的確な財政措置も講じていただくよう、併せてお願い申し上げます。

加えて、都市自治体において給付事務を円滑かつ的確に執行するためには、国においてこうした地方の財政負担の全額について必要な財源を確実に措置していただくとともに、こうした措置の内容がはっきりと地方団体に見える形で示していただくようお願い申し上げます。

そして、先行給付に係る財政措置については、先行給付は令和8年度中、今年度中から準備に着手する必要がある一方、限られた時間の中で、制度の理解、システム対応、執行体制の構築などを同時並行で進めることになる。制度の運用後も、地方団体の現場において相当の事務負担と混乱が生じることが予想される。

特に令和9年度の予算措置の目途が立たなければ、先行給付の執行が間に合わない事態となることから、我々都市自治体が令和9年度の先行給付事務を円滑に開始できるよう、財政措置を早期に明確に示していただくことが不可欠である。

そのため、令和9年度及び令和10年度の給付付き税額控除制度に係る給付事務を担う不交付団体を含めた市町村の財政負担については、国がしっかりと責任を持ってその全額を措置するよう求める。

最後に、就労促進について少し触れさせていただく。今般の給付付き税額控除制度は、働き控えを減らし、就労促進を図るという喫緊の重要課題に対応するために創設されるものと承知している。市町村においても就労促進施策を推進する必要があるということなら、こうした新たな財政需要についてもしっかりと新たな財政措置を講じていただくようお願いする。

<都竹市長>

今ほどの可児市長、一宮市長の発言に追加して、補足して3点申し上げる。

まず1点目、人材の確保について、人口減少・人手不足が進んでおり、当市のような小規模自治体、過疎地の自治体は、通常の行政サービスを維持するための職員の確保そのものが困難となっている。正規職員だけではなく、会計年度任用職員や民間事業者からの派遣人材ですら確保が難しい状況であり、日々、大変苦慮している。令和6年の定額減税・給付一体措置のときも一時的な業務があったわけだが、このときは一時的だということで、民間事業者からの人材派遣や庁内の職員を動員するという形で辛うじて対応した。

そのときですら、全国的には体調を崩した職員が出た、メンタルを病んだ職員が出たということも現実であり、大変なことだった。したがって、これが恒久業務となれば、同じ方法を続けることはできないと考えている。

いずれの自治体においても、少ない職員で行政サービスを維持するために、血のにじむような努力をして業務の見直しを行っているわけであり、今回のように突然こうした案件が現れて、市町村との十分な協議や準備期間がないまま、新たな恒久事務が全国一斉に課されることは、到底受け入れ難いという気持ちを持っている市長は多くいる。

また、これは財政措置で解決できる問題ではないということを十分に認識していただきたい。国において、人員配置を要しない制度をどうやって構築するか、あるいは実際の実人員をどうやって措置するか、事務を集約するか、こうした実務を担う人材を確保する具体策を、真剣に検討していただきたいと思う。

2点目、実施主体について、国と地方の役割分担については、可児市長から、固定化することなく制度導入後も国において主体的に検討するようにというお願いをさせていただいたところだが、先ほどのご説明の中で、国による直接給付の実現には相当の期間を要するとされている。しかし、この「相当の期間を要する」ということが、市町村による恒久的な事務執行を事実上固定化する理由になってはならないと考えている。

今ほど申し上げた、人の問題があることを前提に置いていただき、市町村が行う給付事務については国による直接給付体制が整うまでの経過措置と明確に位置づけていただきたい。その上で、目標期限を明示した上で、具体的な移行工程を示し

たロードマップを提示していただくようお願い申し上げます。

３点目、就労促進については、今ほど一宮市長からもお話があったが、今回の制度は、中低所得の現役勤労者の負担を軽減し、「年収の壁」による働き控えの緩和を通じて就労を促進するという点が重要な目的であり、これは社会政策として大きな意味を持つと考えている。

一方で、就労促進というのは、給付だけで完結するものではなく、給付と相談、就労支援を一体的に実施して初めて実現する。あるいは、必要に応じて家計改善の支援なども必要になってくる。こうしたことを一体的に実施する必要がある。そのためには、地域の実情に応じた取組が必要になるので、制度設計の段階、今の段階から、こうした総合的な支援を念頭に置いて検討を進めていただきたい。

そして、市町村においてそれを実施することになるため、市町村において必要な人員を確保する仕組み、また、先ほど一宮市長からもお話があったように、必要となる財政需要に対する十分な措置を一体的に講じていただくようお願いする。

<棚野町長>

まず初めに、事務負担について申し上げます。第一に、今回の給付事務は本来国がやるべき役割に係るものであり、やむを得ず地方に行わせるのであれば、その期間を法令に明記していただくようお願いしたい。

次に、自治体職員が給付事務を執行する中で、制度の運用や国が提供するシステムの操作方法など、様々な疑問や不明点が生じることが想定され、そのため、国において専門部署を設けて、自治体からの問合せに迅速に対応していただくと共に、十分なサポート体制を構築するようお願いしたい。

また、本制度は国民にとってわかりにくい複雑な制度になっている印象があるので、国民一人一人が制度を正確に理解できるように、国の責任において丁寧に説明をしていただき、周知する必要があると考えている。

その上で、先ほどもご意見があったが、自分は給付対象となるのか、給付額はいくらになるのかといった様々な国民の皆さんの疑問や質問に直接回答できるコールセンターを、国において速やかに設置するよう求めている。

さらに、国においては、公金の受取口座の登録を単に促すだけではなくて、住民自らが登録したいと思えるような仕組みの検討を併せてお願いしたい。

なお、実務検討チームにおいて、現場の職員から寄せられた様々な懸念や疑問をまとめた意見書を提出している。この意見書の内容を解決することができなければ、本制度を円滑かつ公平に運用することはできないと思っている。一つ一つ丁寧に対応していただくよう、強くお願いを申し上げます。

次に、地方の財政負担については、先ほども申し上げたとおり、財政規模が小さく、財政の余力も小さい町村にとっては、今後ますます自主財源の確保が厳しくなっていく中にあり、新しい財政負担を受け入れられるような状況にないということをまずもって申し上げたいと思う。

本制度については、国において制度設計を行い、全国一律で実施する国策である。

閣議決定において、地方の財政運営に支障が生じないよう適切に対応するとされていることから、国の責任において、改めて確実に財源保障が講じられるよう要請をしておきたい。

なお、つなぎの関係であるが、令和9年度から令和10年度までの経過措置である消費税の減税に伴う地方の減収については、確実に措置いただくようお願いしたい。

また、同様に、「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入において必要となる財源については、飲食料品に係る消費税率引下げの代替の措置であることに鑑みて、全額を国費により補填していただくことを求める。

加えて、「所得に連動したきめ細かな給付」の執行に要する事務費や人件費等の経費については、自治体に負担が生じることがないように、これも全額国費によって補填をしていただくことを求める。

最後に、今回の新たな給付制度は、中低所得者の負担軽減を目的とする施策であるが、長年にわたって、特に我々地方の側から見ると、所得が増えないまま負担ばかりが増え続けている状態こそが問題の根幹であると考えている。

所得の増加は全ての国民が待ち望んでいるところであり、純負担率の改善のためにも、その分母である所得を引き上げる施策について、引き続き強く検討していただけることを期待している。

<城内大臣>

今回も、全国知事会、全国市長会、全国町村会の代表の皆様から、様々かつ有意義なご意見、そして、率直なご意見を賜ったこと、改めて感謝を申し上げたい。

まず、ご意見があった内容のうち、制度の円滑な導入に向けた周知徹底、広報、あるいは相談体制の構築については、やはり国がしっかりと責任を持って対応すると共に、将来的な国と地方の役割分担の在り方については、制度導入後もしっかりと継続的に検討・協議させていただきたいと思っており、決して固定化するようなことはあってはならないと思っている。

また、地方の実情、そして過去の様々な給付事務に対するご苦労のご経験、こうしたこともしっかり踏まえ、事務負担軽減策についても、地方の人材不足の状況は承知しており、制度導入に向けては、引き続き、繰り返しになるが地方の実情、地方の実務の状況をしっかり伺いながら、丁寧に、丁寧に対応策を検討してまいりたいと考えている。

そして、財政負担については、その考え方の参考となる負担割合、地方の財政負担等に対する財政措置を、本日示させていただいた。先ほど資料で説明したとおり、事務費等に係る措置も含めて、地方の財政運営に支障がないように対応してまいりたい。

いずれにしても、納得できるような形に落ち着くように、引き続き丁寧に、真摯に、今日いただいたご意見も踏まえて、しっかり受け止めていきたいと考えている。

<岡本審議官>

本日も、第1回に続いて、地方三団体の知事、市長、町長の皆様から貴重なご意見を賜り、感謝申し上げます。

並行して、実務検討チームに、各自治体から、担当の皆様に多数ご参加いただき、多数のご意見をいただいていることは、私も事務方の責任者として承知をしている。

先ほど来、多岐にわたるご指摘をいただいたが、そういったご指摘、それから実務検討チームでのご指摘も含めて、一つ一つのご指摘にきちんと向き合って、事務負担の最小化ができるようにしっかりと検討してまいりたいと考えているので、引き続きよろしくお願いしたい。

もう一点、総務省自治財政局からコメントをさせていただく。

<出口局長>

地方の財政措置については、数多くのご意見を頂戴した。

給付については、恒久措置に関しては、全国一律の給付であることを踏まえて、確実な財源保障を行い、目に見える形で財源措置を行うべきであること、不交付団体に対しても手当が必要であること、つなぎの措置については国が国費によって全額措置すべきではないかというご意見を頂戴している。

また、消費税の減収に関しては、地方の重要な社会保障財源であることを踏まえ、代替財源を確保して適切に補填すべきだというご意見も頂戴した。

まだ全て消化しきれてはいないが、本日いただいた意見を踏まえて、具体的にどのような措置を講じることができるのか、しっかりと検討してまいりたいと思う。そして、地方の皆様の財政運営に支障が生じないような、適切な措置をお示しできるように、政府部内で検討を重ねてまいりたいと思うので、よろしくお願いしたい。

また、国と地方の負担割合に関しては、給付の規模などが明らかになった上で結論を出すべきではないかという大きなご指摘をいただいている。政府としてどのように受け止めることができるのか、こちらでも検討を重ねてまいりたいと思う。

<阿部知事>

大臣をはじめ各副大臣、関係省庁の皆様方に感謝する。私だけがリアルで参加しているので、全体的な話を申し上げたい。

我々地方も、政府といろいろな形でこれまでも協力してきたし、国民あるいは住民のためにしっかり取り組まなければいけないという思いは共有していると思っている。

一方で、大きな論点として、国と地方の協議の持ち方、在り方がある。城内大臣はご存知ないかと思うが、昨年、教育無償化について政党間の協議が行われていたのだが、なかなか方向性が見えないということで、最終的に関係省庁と我々三団体で話をして方向づけをさせていただいた。

このとき、3省庁、これは文科省、総務省、財務省であるが、協議の部分につい

ては、今回の進め方を前例としないようにとの指摘を真摯に受け止め、今後、地方にとって重要なテーマについては、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議することとする、となっている。

これは、城内大臣はご存知なくてやむを得ないと思うが、我々としては、国民・住民に対して責任を負っている立場は、政府と同じような立場だと思うので、ぜひ早い段階で丁寧な相談をしていただくことがまず必要だと思っている。そこはぜひ念頭に置いていただきたいと思う。

もう一点、国と地方の関係は、長年の分権改革が行われてくる中で、かつてのような機関委任事務がなくなって、国と地方は上下・主従から対等・協力という形になっている。地方自治法をはじめ、様々な法律上、制度上も、何でも国から言われたことをやりますという形にはなっていない。

例えば、今回お示しをいただいている自治法の法定受託事務のところだが、「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令で特に定めるもの」ということで、「特に」となっている。そういう意味では、こうした部分について、丁寧に御説明をいただきたい。要するに、国の省庁では、直接執行はこういう理由で難しい、と。それから、市長会、町村会からも話が合ったように、今後、どういう段階になれば国として事務を行うのか。そういうことについての丁寧なご説明をしていただくことが必要だと思っている。

また、先ほど来、市長会、町村会からは、職員の確保の難しさという話もあったが、実は都道府県も同じような問題がある。被災地支援を全国知事会でも行っているが、今ぎりぎりの職員数でやっている都道府県が多いので、そういう意味では、今回の都道府県の支援の中にも「職員の派遣」ということが書かれているが、職員派遣一つとっても、そう簡単に「はい、はい」ということにはなりにくいところもある。

また、お金の流れ方がどういう形になるのかわからないが、例えば都道府県を経由してお金が市町村、住民に流れるということになると、今度は間接的な事務がまた我々都道府県に生じる可能性がある。そうしたことがないという前提だと思うが、そうした点もしっかり詰めていただいた上でご説明をいただくことが必要だと思う。

後になって「この仕事もありました」ということになる、と、国と地方の信頼関係を傷つける形にもなるので、大きな立場で、私だけリアルで参加しているので大変口幅ったい言い方で申し訳ないが、ぜひ協議の在り方を考えていただきたいのと同時に、国と地方の関係性については、この事務に限らず、いろいろな課題を我々からは指摘させていただいており、地方制度調査会でもご提言している。これから変えていこうという方向性と逆行することがないように、ぜひしっかりとした制度設計を行っていただければと思っているので、よろしく願いたい。

閉会

＜城内大臣＞

本日も、地方三団体の皆様からの率直な意見交換ができたこと、改めて御礼を申し上げます。そして、最後に阿部知事から、国と地方の協議の在り方について、また、国と地方の関係性についてご指摘があったので、真摯にご指摘を受け止めさせていただきたいと思う。

国と地方の関係は非常に重要であり、国が本来やるべきことを地方に下請けをさせるとか、丸投げするようなことは決してあってはならないと思っているし、日々、法定受託事務について様々な負担を抱えていらっしゃる、また人材不足が顕著になっているので、そうした地方自治体の実情、現状、過去のこれまでの様々な取組について、国としてはしっかり感謝をしながら、将来に向けて皆様方の納得感が得られるような形で、我々は省庁の垣根を越えて取り組んでまいる所存である。

いずれにしても、「所得に連動したきめ細かな給付」については、引き続き地方三団体の皆様のご意見、現場の声も丁寧に、丁寧に聞きながら、円滑な導入に向けて取り組んでまいるので、何とぞよろしくお願いしたい。